

第6章　その他の子ども・ 子育て支援

1 子育ての負担軽減

現状と課題は、P34～36、P44 参照

(1) 子育てに関する情報の収集・発信の充実

[主な取り組み・事業]

【イーカオの充実】

子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの情報に加え、子どもが参加できるイベント情報等を掲載し、また、利用者が意見交換などをしたり、パパママモニターによるホームページへの意見を聴取するなど、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」の機能の充実を図り、積極的な情報収集と情報発信に努めます。 [子育て支援課]

※イーカオのアドレス <https://ekao-ng.jp/>

【子育てガイドブックの更新】

子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの子育てに関する情報を掲載した長崎市子育てガイドブックを適宜更新し、子育て世帯への配布を行います。 [子育て支援課]

【母子保健事業における情報提供】

子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健康診査や育児学級等で情報提供を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

(2) 子育てに関する相談体制の充実

[主な取り組み・事業]

【こども総合相談の周知・充実】

子どもに関する総合相談窓口である「こども総合相談」について、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。

また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。

[子育て支援課]

【親子の心の相談の実施】

子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。

[子育て支援課]

【子育て世代包括支援センターにおける相談支援】

保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

(3) 子育てを通じた仲間づくりの推進

【主な取組み・事業】

【お遊び教室の開催】

民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、0歳から就学前の子ども及び保護者の交流や子育てに関する相談・助言を行います。[子育て支援課]

【育児学級の実施】

生後2か月から1歳までの第1子とその保護者を対象に育児学級を開催し、保護者同士の仲間づくりや、保健師等による育児相談を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【子育て支援センターの充実】

概ね3歳未満の乳幼児親子が地域において、交流・相談できる子育て支援センター及び、長崎市独自の取組みとして開設した、発達障害者支援に特化した子育て支援センターを充実します。[子育て支援課]

(4) 家庭の子育て力向上の支援

【主な取り組み・事業】

【親育ち学びあい講座の実施】

子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施します。〔子育て支援課〕

	講座名	内容
親育ち学びあい講座	はじめてママ	生後2か月から5か月の第1子と母親を対象に育児の知識を学びあうとともに親子の絆づくりを図る。
	のびのび子育て講座	1歳から就学前の子どもを持つ親を対象にテーマに沿ったグループワークにより子育ての負担軽減や仲間づくりを図る。

【父親への子育て支援】

家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親への支援として、妊娠中の両親学級、父親も対象とする育児学級や父親と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。

〔子育て支援課、こども健康課、各総合事務所地域福祉課〕

【ファミリー・プログラムの実施】

0歳から15歳までの子どもの保護者が子育てについて語り合い、学び合うワークショップ「ファミリー・プログラム」を小中学校等で実施します。

〔生涯学習課〕

【子育て応援講座】

公民館や文化センターで子どもを育てる保護者を応援する講座を実施します。〔各公民館、各文化センター〕

(5) 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

[主な取組み・事業]

【赤ちゃんの駅の設置推進】

子育て家庭が子連れで外出する際の負担を軽減するための、授乳室やオムツ替えスペースを市民に無料で開放してくれる施設について企業等に働きかけを行うとともに、赤ちゃんの駅認定施設をホームページで紹介し広く周知します。[子育て支援課]

【地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援】

自治会をはじめ地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組み（地域におけるまちづくり）を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行います。[地域コミュニティ推進室、中央総合事務所総務課、各総合事務所地域福祉課（中央除く）、各地域センター（中央除く）、地域支援室]

【まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの検討】

子育て家庭が外出時など、どこでも子育てを応援してもらえるよう、地域や商店街、民間企業等の参画により、まち全体で子育てを支援する場所の切れ目のない仕組みを検討します。 [子育て支援課]

【ファミリー・サポート・センター事業の充実】※子育て援助活動事業の再掲

地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。[子育て支援課]

(6) 子育てを総合的に支援するための拠点の整備

[主な取組み・事業]

【こどもセンターの設置】

市民や地域における子育て支援への様々な取組みを支えながら、子どもや子育て家庭を総合的に支援する拠点施設となる、(仮称)こどもセンターの設置を進めます。 [子育て支援課]

(7) 経済的支援の実施

【主な取組み・事業】

【児童手当の支給】

中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。[子育て支援課]

【子ども福祉医療費の助成】

中学校卒業までの児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。

また、全国どこでも同様の助成が受けられるよう長崎県や国に制度の設立を働きかけます。[子育て支援課]

【助産の実施】

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行います。[子育て支援課]

【就学援助制度】

経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等の経費の一部を援助します。[教育委員会総務課]

【幼児教育・保育の無償化】

令和元年10月から、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における保育料を無料としています。

また、無償化に伴い、副食費は保護者の負担となりましたが、子どもが通う施設間での公平性を保つとともに、保護者がこれまで負担していた額を超える負担をしないよう、また、通園する施設により不公平とならないよう、国の負担軽減策に加え、市独自の支援策を講じています。[幼児課]

【ひとり親家庭への経済的支援】

ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当の支給、医療費の助成、必要な資金の貸付等を行います。[子育て支援課]

2 子どもの育ちへの支援

現状と課題は、P39～41 参照

(1) 子どもが遊び・学ぶ場の充実

[主な取組み・事業]

【全天候型子ども遊戯施設の整備】

子どもたちが豊かな自然環境の中で思いっきり遊び、成長できるよう「あぐりの丘」に全天候型子ども遊戯施設を整備します。[子育て支援課]

【放課後子ども教室の推進】

全ての小学生が、放課後や週末に色々な活動が体験できる「放課後子ども教室」を市内全小学校区で実施することを目指すとともに、そのうち、半数（34 箇所）以上で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を実施することを目指します。[こどもみらい課]

【放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策】

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施にあたっては、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの企画段階から内容・実施日等を検討できるよう、必要に応じて、打ち合わせができる場を設けます。また、こども部、教育委員会及び学校で連携し、余裕教室の活用等について、協議を行うとともに、実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確にします。[こどもみらい課]

【青少年育成協議会の支援】

地域において青少年を健全に育成するために、様々な体験・交流活動等を実施する青少年育成協議会を支援します。[こどもみらい課]

【人材育成】

地域での体験・交流活動を支える指導者の養成を行います。
[こどもみらい課]

【夏休み子ども講座等の公民館講座】

子どもたちが気軽に参加し、交流できる学習の場を設けます。
[各公民館、各文化センター]

【中高生と乳幼児のふれあい体験】

中高生が乳幼児とふれあい、子育ての楽しさや難しさを実感する機会を設けるため、「お遊び教室」への参加を促します。[子育て支援課]

【薬物や性感染症への知識普及】

薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、エイズや性感染症への知識の普及啓発を図ります。[健康教育課、地域保健課]

(2) 子どもの安全対策の推進

【主な取組み・事業】

【子どもを守るネットワーク活動の支援】

地域の力を結集して子どもたちの安全を確保する取組みを行っている「小学校区子どもを守るネットワーク」の活動を支援します。[こどもみらい課]

【少年センター活動】

青少年の非行防止と健全育成のために、学校や関係機関・団体等と連携を深めながら、補導活動、相談活動、環境浄化活動を行うとともに、情報の収集・分析・提供を行います。[こどもみらい課]

【メディア利用のルールづくり】

P T A 連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。
[生涯学習課]

3 母と子の健康への支援（長崎市母子保健計画）

現状と課題は、P32～33 参照

（1）妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

【主な取組み・事業】

【子育て世代包括支援センターにおける相談支援】※再掲

保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【母子健康手帳の交付と保健指導】

母子健康手帳を交付し、母子の健康管理を促すとともに、すべての妊婦の状況を把握するため、保健師等による相談支援や保健指導を推進します。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【妊産婦健康診査】※再掲

妊婦一般健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）を実施します。

適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行います。また、産婦健康診査については、助成制度の周知啓発を引き続き行います。[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【産前産後の支援】

相談支援事業や産婦健康診査等により、支援の必要な妊産婦を早期に発見し、産科医療機関等と連携しながら、必要な支援を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【訪問や教室による育児への支援】

妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努めます。[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【不妊への支援】

特定不妊治療にかかる相談や治療費の助成を行い、子どもを望む夫婦への支援を行います。[こども健康課]

(2) 子どもの健やかな成長への支援

[主な取組み・事業]

【健康診査等の実施】

乳幼児の健康診査の受診を勧奨し、未受診者への早期対応を行うことで乳幼児の健康管理を促します。

精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に教室を開催し、集団遊びや発達相談の場を提供します。また必要時には発達健康診査等を勧奨し、専門的な支援につなぎます。

幼児期の歯科健康診査、歯科口腔保健指導などを行い、子どもの歯の健康を守ります。[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【予防接種の実施】

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種について周知し、定期接種を勧奨します。[こども健康課]

【小児医療に対する支援】

乳幼児の健康管理を継続的に行うため、保護者に対して「かかりつけ医」を持つことの重要性を啓発します。

また、未熟児養育医療費や自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費などの助成を行います。[こども健康課]

4 児童虐待等の防止

現状と課題は、P37 参照

(1) 虐待・いじめ等の発生予防

[主な取り組み・事業]

【子どもを守る条例の周知・啓発】

虐待やいじめ等から子どもたちを市民一丸となって守るために制定した「長崎市子どもを守る条例」について、出前講座やリーフレットの配布などを行い周知・啓発を図ります。[子育て支援課]

【こども総合相談の周知・充実】※再掲

虐待やいじめ、子育てに関する総合相談窓口である「こども総合相談」について、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。[子育て支援課]

【親子の心の相談の実施】※再掲

子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。

[子育て支援課]

【親育ち学びあい講座の実施】※再掲

子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施し、児童虐待の防止につなげます。[子育て支援課]

【養育支援訪問事業の実施】※再掲

出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

【子育て世代包括支援センターにおける相談支援】※再掲

保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]

(2) 早期発見・早期対応への支援体制の充実

【主な取り組み・事業】

【子ども家庭総合支援拠点による支援の充実】

すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子ども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、具体的な寄り添い型の支援を行います。[子育て支援課]

【早期発見、早期対応】

乳幼児健康診査の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。[子育て支援課]

【関係機関との連携、職員の資質向上】

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）及び長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に、学校、警察、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、研修や事例検討を通して関係者の資質向上を図ります。[子育て支援課]

【乳児家庭全戸訪問事業の実施】※再掲

生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつながります。

[こども健康課、各総合事務所地域福祉課]